

**「銀の馬車道と鉱石の道」つながる金・銀・銅 文化プロジェクト業務  
企画提案コンペ募集要項**

## 1 趣旨

「銀の馬車道と鉱石の道」にゆかりの鉱物や、鉱山町・馬車道沿線の宿場町の風習・文化等をテーマとした作品を制作し、一体的に展示することで、産業遺産や文化財に関心の薄い新しい層の誘客を促進し地域の活性化を図る「「銀の馬車道と鉱石の道」つながる金・銀・銅 文化プロジェクト業務」を実施するにあたり、この業務を委託する事業者を選定するための企画提案を募集する。

## 2 事業委託の対象者

(1) 公募に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- ① 民間企業、NPO法人、これら以外の法人（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、独立行政法人、事業協同組合等）のほか、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合、事業を適切に運営できる個人事業主（以下「事業者等」という。）

また、複数の企業・団体の共同体（コンソーシアム）により応募することを可能とするので、代表者が申請すること。

- ② 兵庫県、姫路市、養父市、朝来市、神河町、市川町、福崎町のいずれかの自治体の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ③ 日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会（以下、「協議会」という。）の構成員でないこと。
- ④ 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。
- ⑤ 事業の実施にあたり、協議会との打ち合わせ等に適切に対応できる事業者等であること。

(2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定にかかわらず、公募に参加する資格を有しない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ② 兵庫県、姫路市、養父市、朝来市、神河町、市川町、福崎町のいずれかの指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て中、または更正手続中である者
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中、または再生手続中である者
- ⑤ 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- ⑦ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

### 3 事業要件

業務仕様書に沿って応募者自らが企画する事業であって、協議会が委託する事業として公序良俗に反するものでないこと。

### 4 事業費

金9,500,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）  
予算の範囲内で、提案内容に応じて1事業者と契約する予定である。

### 5 事業期間

契約日から平成30年3月31日まで

### 6 企画提案にかかる手続き

#### (1) 配布及び受付期間

平成29年9月8日（金）～平成29年10月2日（月）（土・日・祝日を除く。）  
各日とも午前9時から午後5時までとする。

#### ア 配布方法

原則、日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会 金・銀・銅 文化プロジェクト担当（兵庫県但馬県民局地域政策室地域づくり課内）（以下、「事務担当」という。）での配布とする。

（募集要項、業務仕様書、応募図書は、銀の馬車道ネットワーク協議会（<http://www.gin-basha.jp>）及び鉱石の道推進協議会ホームページ（<http://koseki-michi.com>）よりダウンロード可能）

#### イ 受付方法

事務担当に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。FAX、電子メールでの提出は不可

#### (2) 説明会の開催

平成29年9月14日（木）13時30分～14時30分

場所：兵庫県豊岡総合庁舎 401会議室

※参加を希望する場合、平成29年9月13日（水）正午までにE-mailにより連絡のこと

#### (3) 募集要項の内容に関する質疑及び回答

質問は、次の方法により受け付ける。

##### ① 受付期間

平成29年9月8日（金）から平成29年9月25日（月）午後5時まで

##### ② 質問方法

電子メールにより提出

※ FAX、電話での問い合わせは受け付けない。

##### ③ 提出先

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会  
金・銀・銅 文化プロジェクト担当 三嶋、藪下  
（兵庫県但馬県民局地域政策室地域づくり課内）

E-mail tajimachiiki@pref.hyogo.lg.jp

④ 回答方法

原則、応募者全員に対して電子メールで回答する。

⑤ その他

ア 書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

イ 電子メールのタイトルに「【質問】金銀銅文化プロジェクト業務」と明記すること。

(4) 提出書類及び提出部数

応募図書は、この募集要項のほか、業務仕様書、様式等の関連資料に基づき作成の上、提出すること。

① 応募申請書（様式1） 7部

② 資格調書（様式2） 7部

③ 提案書（様式3） 7部

④ 業務実施体制（様式4） 7部

⑤ 提案内容を説明する書類（任意様式）

⑥ 経費積算見積書（任意様式、A4片面印刷） 7部

⑦ その他添付書類（会社概要等） 7部

※なお、契約締結時に下記の書類の提出を求める

県税（全税目）、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類  
（提出の日において、発行から3ヶ月以内のもの）

(5) 費用負担

提案書の作成及び提出に要する経費は事業者等の負担とする。

(6) 応募に関する留意事項

応募図書は、理由の如何を問わず、返却しない。

(7) 審査方法

「銀の馬車道と鉱石の道」つながる金・銀・銅 文化プロジェクト業務企画提案コンペ審査委員会を設置し、審査の上、事業者を選定する。

## 7 対象事業（受託事業者）の選定

(1) 選定方法

① 提出書類をもとに、事務担当において事前審査を行い、これを通過した者のみ企画提案コンペ審査委員会において内容を審査する。

② 企画提案コンペ審査委員会の詳細は、事前審査を通過した団体に対して別途通知する。応募者によるプレゼンテーションを実施するが、応募者多数の場合は、予め選考の上実施する。

③ 応募のあった提案事業は、以下に掲げる内容等にポイントをおいて、総合的に評価し、選定する。

(ア) 基本事項：事業内容の妥当性や実行可能性等

(イ) 事業効果：「銀の馬車道・鉱石の道」のPR、地域活性化効果、費用対効果等

(ウ) 企画・発展性：企画等のアイデア、構成の魅力・発展性等

(エ) 実施体制：ノウハウや実績、関係団体等との協力関係の見込み等

(オ) その他：その他事業を遂行するに当たっての創意工夫等

(2) 選定結果の連絡

選定結果は、採否を問わず、文書により通知する。

(3) 審査対象からの除外（失格事由）

- ① 「2 事業委託の対象者」に該当しない場合。
- ② 要項に違反又は著しく逸脱した場合。
- ③ 選定委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他、提案結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行うこと。

(4) その他

必要に応じて、提案者に対し、個別に内容の確認や書類の提出依頼、ヒアリング等を行う場合がある。

## 8 採択の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、採択を取り消す場合がある。

## 9 委託契約の締結

- (1) 協議会は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (2) 契約形態は、精算契約とし、契約条項は後日示す。
- (3) 契約締結は、選定結果通知後すみやかに行うものとし、契約締結後は、契約書及び仕様書に従って事業を実施する。

## 10 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったときは、協議会は、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、もしくは支払った委託料の一部又は全部の返還が必要となる場合がある。
- (2) 上記（1）により契約を解除した場合、協議会は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

## 11 適正な事業執行に係る留意事項

- (1) 事業者等は、本事業が協議会との委託契約に基づく事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- (2) 実施にあたっては、本事業に係る総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類を整備するとともに、事業者等が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (3) 事業者等は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、労働関係帳簿類（採用関係含む。）、通帳並びに業務日誌等）を事業終了後5年間保存すること。
- (4) 本事業については、事業終了後も含めて会計検査院の検査対象となるため、事業者等は、検査に協力すること。

- (5) 事業の受託により得られた情報は、委託事業終了後においても守秘義務があること。  
(6) 別紙「日本遺産魅力発信推進事業の執行について」記載事項について留意すること。

## 12 その他の留意事項

事業の全部又は一部を協議会の承諾を得ずに他者に再委託することは認めない。

## 13 問合せ先

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会  
金・銀・銅文化プロジェクト担当 三嶋、藪下  
(兵庫県但馬県民局地域政策室地域づくり課内)  
〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町7-11 兵庫県豊岡総合庁舎  
TEL 0796-34-6126 FAX 0796-23-1476  
E-mail tajimachiiki@pref.hyogo.lg.jp

### 【配付書類一覧】

募集要項（この資料）	A4判5頁
募集要項・別紙	A4判2頁
業務仕様書	A4判2頁
提出書類（応募図書）	A4判4頁

### 【スケジュール】

9月8日（金）～10月2日（月）	募集期間
9月14日（木）	説明会
10月上旬	審査委員会実施
10月上旬	委託先決定、通知、委託契約
10月上旬～	事業実施
3月31日（土）	実績報告書提出

(別紙)

### 日本遺産魅力発信推進事業について

- ・ 事業実施にあたり、単価上限等を設定しているので留意すること。  
(上限を超えて支出した額は助成の対象にならない)
- ・ 日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会（以下、「協議会」という）及び協議会の構成団体、構成団体の構成員に対する支出はできない。
- ・ 協議会からの委託料支払は、事業完了後となる。
- ・ 事業期間外の行為は補助対象にならない。
- ・ 当事業は文化庁の文化芸術振興費補助金（日本遺産魅力発信推進事業）の交付を受け実施する。会計検査院の検査対象となるので、会計帳簿を整備し、事業の趣旨に沿った適正な支出に努めること。
- ・ 通帳、契約、検収及び支払の関係書類（見積書、発注書、契約書、請書、納品書、検収書、領収書等）は補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存が必要となる。
- ・ 実績報告書提出の際は、上記の帳簿の写しを提出すること。
- ・ 補助事業で作成される印刷物（パンフレット、ちらし、ポスター、調査報告書等）には、協議会に申請の上、文化庁シンボルマーク及び日本遺産ロゴマーク並びに「日本遺産魅力発信推進事業」と記載すること。
- ・ 事業の報告書を作成する場合には、上限を300部とする。
- ・ 事業実施にあたり不明な点は、協議会担当者あて問合せのこと。

各費目における単価上限、補助対象外経費等

費目	細分	注意事項	上限金額
賃金		本事業のために臨時に雇用する者のみ対象 (協議会を構成する団体及びそのメンバーに対する支出は補助対象外)	930円/時
共済費		イベント保険、その他危険な作業を伴う場合のみ対象。 健康保険、年金保険、雇用保険等は補助対象外	—
報償費	会議出席	有識者による審議、討論等	12,900円/日
	講演	専門家による講話、研究報告等。技芸等の実演、指導等は補助対象外	35,000円/日
	調査	専門家による現地調査	12,000円/日
	指導・実技	技芸等の実演、指導、教授等	9,400円/日
	原稿執筆	日本語 400字(A4用紙1枚)程度	1,800円/枚
		外国語 200字(A4用紙1枚)程度	3,600円/枚
	翻訳	和文英訳 200語(A4用紙1枚)程度	5,800円/枚
		英文和訳 400字(A4用紙1枚)程度	4,000円/枚
		その他和訳 400字(A4用紙1枚)程度	5,700円/枚
	出演料	社会通念上、著しく高額と認められる場合は補助対象外	—
全般	協議会を構成する団体及びそのメンバーに対する支出は補助対象外	—	
旅費	交通費	公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費相当額	—
		特別料金(グリーン料金、ビジネスクラス料金等)、タクシー代、レンタカー代、ガソリン代は補助対象外	—
	宿泊費	真に必要な場合に限る。(ただし、食事代は補助対象外)	9,800円/日
	日当	補助対象外	—
需用費	消耗品費	・1点10万円(税込み)以上の高額物品 ・電化製品(パソコン・カメラ)など、転売可能な物品 ・参加者、協力者、一般人への贈答が目的の物品(賞状、景品、グッズ等) ・個人が所有することとなる物品(法被、足袋等) ・参加者が実費負担すべき消耗品(材料費等)	左記はすべて補助対象外
全事項共通		上記の基準に沿わない経費、積算根拠が不明確な経費	全額補助対象外

※その他補助対象外経費

食糧費	食糧費全般(講師用の弁当、会議用の水等もすべて)	左記はすべて補助対象外
不動産関係費	建物の建設、不動産購入費、不動産賃貸費	
祭等運営費	祭行事、レセプション(表彰式、懇親会、祝賀会等)の運営経費、大会参加費	
団体が当然負担すべき経費	団体の維持経費(家賃、光熱水費、電話代、臨時雇用者以外の賃金、サーバー維持管理費)、クリーニング代、収入印紙代、印鑑類等	
既存活動経費	団体の既存活動に要する経費	
応募経費	本事業の応募に係る通信費、旅費等	
補助期間外の支出	委託契約締結日～完了日以外に実施した事務事業に係る経費	